

第25期 第6回大津市農業委員会定例総会議事録

1 開催日時 令和5年12月13日（水）13時30分から15時55分

2 開催場所 大津市役所新館2階災害対策本部室

3 出席委員（18名）

1番	村田	省三	委員
2番	音島	義孝	委員
3番	大伴	四郎左衛門	委員
4番	安井	善次	委員
5番	井上	一夫	委員
6番	小谷	英利	委員
7番	森元	直紀	委員
8番	音野	茂	委員
9番	上田	雄亮	委員
10番	正田	富美子	委員
11番	万木	巳壽	委員
12番	本郷	忠史	委員
13番	上野	壽久	委員
14番	西村	浩	委員
15番	森	繁孝	委員
16番	石津	正嗣	委員
17番	上坂	雅彦	委員
18番	濱田	博之	委員

4 欠席委員（0名）

5 説明員（1名）農林水産課

6 傍聴人（0名）

7 議事日程

議案第20号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第21号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第22号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第23号 農用地利用集積計画について

議案第24号 農用地利用集積等促進計画の素案に関する意見について

議案第25号 大津市農業委員会規程の一部改正について
報告第22号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報告第23号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
報告第24号 農業者証明について
報告第25号 農地法第3条の3の規定による権利取得の届出について
報告第26号 農地法第3条の規定による許可の取り下げについて
報告第27号 大津市農業再生協議会の委員推薦について
報告第28号 地域計画を定めることについての意見について

8 事務局

事務局長、事務局次長、係長、主査、主任

9 議事概要

事務局長 それでは、第25期第6回大津市農業委員会定例総会を開催いたします。
最初に、大津市農業委員憲章の斉唱を行いますので、ご起立お願いいたします。
なお、先唱につきましては、番号順、本日の議席番号6番小谷英利委員に先唱をお願いいたします。以降、一斉にご唱和ください。よろしく申し上げます。

< 大津市農業委員憲章斉唱 >

事務局長 ありがとうございます。ご着席ください。
それでは、会議全体の進行は副会長の輪番制です。本日は、中部選出の副会長石津正嗣委員をお願いいたします。それでは、よろしく申し上げます。

副会長 それでは、議事に先立ちまして、本定例総会の成立について申し上げます。
本日は、全員出席いただきましたので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本定例総会は成立しておりますことをご報告申し上げます。
なお、農業委員会会議規則第12条の規定により、本会の傍聴を認めます。
次に、会長からご挨拶をいただきます。よろしく申し上げます。

会 長 <会長挨拶>

副会長 ありがとうございます。
それでは引き続きまして、議事進行につきまして、大津市農業委員会会議規則第5条の規定により、会長をお願いしたいと思います。会長、よろしく申し上げます。

議 長

それでは、日程に従い始めさせていただきます。

議事録整理のため、発言に当たっては、挙手し、氏名を述べていただいた上でご発言いただきますようお願いいたします。

また、携帯電話につきましては、電源をお切りいただくかマナーモードに設定していただきますようよろしくお願いいたします。

では、議事が円滑に進行できますようよろしくご協力をお願いいたします。

大津市農業委員会会議規則第11条に基づき、本日の議事録署名人を指名いたします。

12番 本郷 忠史 委員

13番 上野 壽久 委員

よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから議事に入ります。

議案第20号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

それでは、事務局、説明をお願いいたします。

<事務局、資料に基づき説明>

議 長

ありがとうございました。

説明が終わりましたので、農地法第3条の趣旨に照らし、申請農地について権利の設定、移転が妥当かどうか、地元委員のご意見をお伺いいたします。

No.1の南比良、北比良につきまして、地元委員よりご意見をお願いいたします。

委 員

詳細は、今事務局がご説明されましたとおりですけれども、12月2日に地元推進委員、土地家屋調査士、それと私の3人で現地調査をいたしました。譲受人、この方は地元の方で、40歳のご長男と一緒に農業を経営しておられる。全部の面積、約2町弱の面積を耕作しておられて、そのうち、ちょっと今体調を崩されていて、約半分ぐらいは貸付けをされてるのですけれども、いずれにしても適切に農場として運営されている、そういう状況です。

対象農地については、この資料のトップの写真を見ていただきたいのですが、下側の写真、これが田んぼで、約3反半ございます。耕地としては、極めて優良な農地で、ご覧のとおりずっと農地としてされてますし、この立会いで現在は、もう荒起こしがされているという状況でございました。下のもう一つの物件の畑のほうですけども、これは上の写真、約7畝ほどございますが、これまでの持ち主も大豆を植えておられて、一部ちょっと草が生えてますけども、十分に耕作が可能かと。今後も、引き続いて大豆を植え

たいと希望しておられます。

以上のとおり、本件第3条の申請は適切であると考えますので、ご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、No.2の南船路につきまして、地元委員よりご意見をお願いいたします。

委 員

南船路について、10月4日に当地区推進委員と申請者と一緒に現地確認をいたしました。私が推進委員をやっていた去年にその隣の土地を買われまして、その山手の2枚続けてを今回買い上げる申請でございます。

問題点を1つ推進委員から提起されまして、この7ページの写真を見ていただくと分かるのですが、獣害防止柵が、道が狭いため、農地の中に大分入って立ててあります。軽トラが走るのが目いっぱいということで、各農家はそういう対応をされていたのですが、前回買われた農地の道が狭いので、車が行き来するところを、提供をしてほしいというので、提供をされてたんですね。だから、そういう案件がありますので、当地区の組合組織に準じて了解をしてほしいと。農地、今度買われた後、電気柵を外へ出してほしいとか、そういう要望は受けられないとか、そういう協力はしてほしいということが推進委員のほうから出まして、それが問題点であって、売買に対しては別に問題はないかと思っておりますので、ご審議よろしく申し上げます。以上です。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、No.3、No.4、No.5の和邇今宿につきまして、地元委員よりご意見をお願いいたします。

委 員

3番、4番、5番についてですが、譲渡人が同一ということで、この方が今回相続された経緯はというと、以前までは〇〇さんという方が所有されていた農地、財産を全てこの〇〇さんという方が相続され、仰木に住んでおられるので、実際相続しても管理が行き届かないということで、財産の処分をずっと進めておられてました。No.3の譲受人は、現在も水稻をされてますし、問題ないかと思えます。

4番については、新規の方ですが、農地面積が297㎡、そんなに大きくない農地で、近くにお住まいということなので、こちらについても問題ないかと思えます。

No.5につきましては、相続された家がこちらにあり、引っ越しをされて、その裏手にあるこの3つの農地で野菜、米などを栽培していきたいと考えておられるようです。

それぞれ耕作の意思等もあるようでしたので、問題ないかと思われま

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、No.6の伊香立南庄町、No.7の伊香立上在地町につきまして、地元委員よりご意見をお願いいたします。

委 員

No.6伊香立南庄町、12月7日に私、地元推進委員、申請者の方、3人で立会いを行いました。この申請人の方ですが、もともとは京都のほうにお住まいで、数年前に伊香立南庄町のほうに引っ越してこられた方で、全く農業、農家とは関係ない方でしたが、自宅の近くに畑を借りて家庭菜園をされているという現状でした。その家庭菜園で野菜を作っているその作業を見た譲渡人の方がもう少し大きい土地でやってみたらどうか、という紹介を受けた上で、今回のこの農地の購入に踏み切ったと伺いました。

現状を見に行きました際には、草が生えて、大分放棄されたような状況でしたが、当日、草の一部は刈られていまして、今後も年内には1回機械を入れて耕すとおっしゃいましたので、意欲的な部分と体力的な部分を見た感じでは全然問題ないかと判断いたしました。

続きまして、No.7番、伊香立上在地町ですが、こちらは、12月4日に私と地元推進委員、そして申請人の方とで立会いを行いました。上在地町〇〇番地という農地ですが、こちらだけが竹林になっていまして、これを畑と呼ぶのはどうかというちょっとした疑問はあったんですけども、タケノコを収穫されるということで、確かに竹林を見たところ、一部収穫されたような跡というか、竹の皮をめくったような跡がありましたので、それを農産物と取るのであれば問題ないのかなと判断いたしました。それ以外の農地に関しては、現状畑として使用されておりましたので、引き続き耕作される分には全然問題ないかなと感じました。以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、No.8の仰木二丁目につきまして、地元委員よりご意見をお願いいたします。

委 員

去る12月1日、地元推進委員とともに、譲渡人、譲受人のご主人の4名で立会いを行いました。ちょうど31ページにあるように、小屋の横の細長い土地になってます。この30ページの地図で見ていただくと、大きな県道の交差点の隣にあり、大きな土地は全部県道に取られて、最後に残った土地がここで、30ページのこの申請地と書いてある南側、地図で言うと下側、ここがこの譲受人のご自宅になります。

あと、ここの奥さん、譲渡人のお父様が亡くなられて、財産を整理しているときに、ここだけ譲渡人の父の名義で生前贈与しておられたので、孫の代

になってきて、土地が分からなくなる前に整理してしまいたいという思いから今回この件が持ち上がり、見ていますと、事務局の説明では、この32ページにあるように、水稻とカボチャという説明だったんですが、水稻は別のところで、ここではカボチャと小芋を栽培するという旨で聞いており、何ら問題ないかと思しますので、よろしく願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、No.9の坂本六丁目につきまして、地元委員よりご意見をお願いいたします。

委 員

当該農地につきましては、去る12月7日に譲受人、この方は、弟で、兄が〇〇さん、その人と地元の推進委員と私と3人で現地の調査をしてきました。先ほど事務局からありましたように、この農地につきましては、兄貴から任されて、弟がずっと10年間ほど家庭菜園をしていた土地でございます。

それで現地を見たところ、この35ページの写真よりも草は刈られて、タマネギ、ネギ、大根などが植えてあり、整備されておりました。今回兄から弟にここを譲り受けるというのは、この4月に農地法第3条の下限面積がなくなり、非農家でも農地を所有できるということに起因し、兄から弟が譲り受けたということでございます。市街化区域の農地ですので、この周辺がまたいずれ開発されるか分かりませんが、それまでは今までどおり家庭菜園として適正管理に努めますということを確認してしますので、どうぞご審議のほうよろしく願いいたします。以上です。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、No.10の鏡が浜につきまして、地元委員よりご意見をお願いいたします。

委 員

鏡が浜のこの件につきまして、現地確認を12月5日、地域の推進委員、譲受人の立会いのもと開催しました。現地につきましては、もともと付近住民からの苦情等が発生するような状況で、この土地については、借地人として〇〇さんが借りるという流れになりました。当初、この第3条申請の前に、不耕作地という状況にこの土地があったわけでございますが、それを解消する方法として、推進委員の指導の下、新たに〇〇さんという方が借りるということで話がまとまったわけでございます。

なお、この〇〇さん、この方は全くの素人であって、職業は別にあるわけですが、家庭菜園をずっと以前から実施していて、新たにそういう場所はないかという話の中でこの〇〇さんと譲渡人との話がまとまったという形でございます。全くの素人ではあるわけですが、意欲的なものはございまして、トラクターもしくは耕運機等、そういう機械についてもすぐに購入するという前向きな感覚でやっておられますし、当日現地確認した際も、い

つでもできるという態勢を取っておられるということで、今後の流れについては問題ないという判断をいたしました。皆さん方のご審議を賜りますようお願いいたします。以上です。

議長 ありがとうございます。
それでは、何かご意見、ご質問はありますか。

(なしの声)

議長 それでは、ご意見がないようですので、お諮りいたします。
それでは、No.1 について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第20号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.1 は許可することに決定いたします。
続きまして、No.2 について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議長 挙手全員により、同No.2 は許可することに決定いたします。
続きまして、No.3 について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議長 挙手全員により、同No.3 は許可することに決定いたします。
続きまして、No.4 について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議長 挙手全員により、No.4 は許可することに決定いたします。
続きまして、No.5 について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議長 挙手全員により、No.5 は許可することに決定いたします。
続きまして、No.6 について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、同No.6は許可することに決定いたします。
続きまして、No.7について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、同No.7は許可することに決定いたします。
続きまして、No.8について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、同No.8は許可することに決定いたします。
続きまして、No.9について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、No.9は許可することに決定いたします。
続きまして、No.10について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、No.10は許可することに決定いたします。
続きまして、議案第21号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。
それでは、事務局、説明をお願いいたします。

<事務局、資料に基づき説明>

議 長 説明が終わりましたので、先月、11月24日に実施いたしました現地調査は、一日立会委員に調査していただきましたので、農地法第4条農地転用許可基準から見た審査状況についてご報告をお願いいたします。
なお、No.1は局会議で一日立会不要といたしましたので、No.2のご報告をお願いいたします。

委 員 ただいま説明がございましたように、去る11月24日金曜日、一日立会委員といたしまして、地元農業委員あるいは推進委員とともに現地調査をした結果につきましてご報告をいたします。

No.1につきましては、先ほど説明がございましたように、一日立会は略させていただきます。

No.2の羽栗二丁目、登記地目が田で現況地目が宅地、〇〇㎡が本人の持分が2分の1で、住宅用地への転用事案でございますが、この案件は、現地写

真のとおり、また先ほど説明がございましたように、既に転用許可を受けられたけれども、登記ができてなかったんでしょうか、そんなことで、昭和62年に建築確認を取った上で建築され、36年が経過いたしております。雨水は北側市道の側溝に排水されており、また周辺農地は申請者の家族所有でございまして、既に顛末書も出されており、問題点はないように思われます。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
 続きまして、地元委員の意見をお伺いします。

委 員 一日立会委員はじめ事務局のほうから説明がありましたように、昭和62年以来、分化住宅が建ったこの状態で来ていまして、周辺にも何ら問題は起こっておりません。特にそこで問題はないかと思えます。なお、事務局からも説明がありましたように、まだ本当はあと少し申請の出る土地があり、皆さんにご迷惑をかけますが、よろしくお願ひします。ご審議お願ひします。

議 長 続きまして、No.1の伊香立下龍華町につきまして、地元委員にご意見をお伺いします。

委 員 No.1番の農地ですが、こちらは顛末案件ということで、地目が畑にもかかわらず住宅が建っているというところなんです。こちらに関してですが、12月7日に私、そして地元推進委員、申請人の代理人として土地家屋調査士の方との3人で現地調査を行いました。こちらのまず経緯からいきますと、住宅が建ったのが昭和23年となっております。昭和23年ということになりますと、農地法がまだ制定される前、そして建築確認の申請書類等に関わる建築基準法も制定される前となっております。というところから畑にもかかわらず農地に建てたのではないかという推測の下に、今回こういう経緯になったと判断しております。周りに関しては、農地はありませんでしたので、これがこのままほかの農地に影響を及ぼすかという、そういうことはないかと判断しました。以上です。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。
 それでは、何かご意見、ご質問はありますか。

(なしの声)

議 長 それでは、ご意見もないようですので、お諮りいたします。
 No.1につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第21号 農地法第4条第1項の規定による許可申請No.1は許可することに決定いたします。
続きまして、No.2について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議長 挙手全員により、同No.2は許可することに決定いたします。
続きまして、議案第22号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局、説明をお願いいたします。

<事務局、資料に基づき説明>

議長 説明が終わりましたので、去る11月24日実施いたしました現地調査は、一日立会委員に調査していただきましたので、農地法第5条の農地転用許可基準から見た審査状況について、1から4までご報告をお願いいたします。

委員 第5条第1項の許可申請について説明を申し上げます。
No.1、真野家田町、登記地目田、現況地目が田、〇〇㎡の文化住宅への転用申請についてでございます。申請人は、農業を営んでいた父親が倒れまして、農業を継ぐために、いわゆる移住することになりまして、その移住先の実家のほうが祖父母、父母が居住して同居が困難のため、分化住宅を建設するために当たって、この申請地しか適地がなく、宅地造成という申請に及んだものであり、造成地の周囲は擁壁等を設置し、土砂の流出や崩落のおそれに対応、雨水は西側水路に放流、地元農業組合長あるいは隣地農地の所有者にも宅地造成の説明も終えており、転用もやむを得ないものと思われまので、よろしくご審議をお願いしたいと思えます。

次に、No.2、大石富川町の5筆、合わせて〇〇㎡、登記地目が田で現況地目が不耕作地についてでございますが、現地は国道422号と信楽川との間、河川敷に近い地形でございますが、今後も耕作地として復元されることは非常に困難だろうと思われます地形でございます。大津土木との確認、また河川の地元漁協との説明もしており、西側周辺の、また農地への影響も少ないものと思われ、露天資材置場への転用につきましてやむを得ないものと思われますので、よろしくご審議をお願いしたいと思えます。

次に、No.3の羽栗二丁目、登記地目田で現況地目が宅地、〇〇㎡につきましては、先ほどご審議をいただきました第4条第1項、No.2の住宅用地の転用と同一案件でございますが、母親との共用、持分が2分の1の使用貸借についてのご審議をよろしくお願いいたします。

それから、No.4のほうの羽栗二丁目の登記地目が田で現況地目が雑種地、

〇〇㎡につきまして、敷地の拡張の案件でございますが、36年前の住宅建設に際し、住宅用地及び附帯設備としての農機具の置場等の利用をされておりました、周辺は家族所有の土地でございます。また、排水も水路に排水されており、顛末書も出されておりますことから問題はないと思われまので、よろしくご審議をお願いいたします。以上です。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、地元委員の意見をお伺いいたします。

No.1の真野家田町につきましては、私が地元委員でございますので、ご意見を述べさせていただきます。

事務局と一日立会委員が言ってくくださったとおりで、ほとんど私が説明することはないですけれども、農機具の出入りは、写真のこのグレーチングと電柱が写ってる部分の道を利用して田んぼへ入る出入口がございます。また、車の出入口は、写真、上側の1番の赤い服を着ておられる方のいる辺になると思います。駐車場が一番高く、次に家が少し低くなり、農機具倉庫などが一番低くなるものと思います。

それと、この道の端に水路が通ってます。少し見にくいと思いますが、これも隣の田、何枚かに、水を供給している水路ですので、この一件でこの水路を潰さないよう、また掃除しやすいようにしてくださいという意見は言いました。また、6番目の地図のこの少し大きい排水水路も下の田んぼへ供給していますので、これもきちっと管理できるような状態にしてくださいと述べました。あとは、一日立会委員も言っておられましたように、何ら問題はないと思いますので、慎重審議していただきたいと思います。よろしくお願ひします。

続きまして、No.2の大石富川につきましては、地元委員よりご意見をお願いいたします。

委 員

議案第22号の2の大石富川町の件、先ほども言われましたけども、先月同じように申請をされた土地の隣り合わせの土地で、相続等手続の関係上、同時に申請できなかったということで、今回申請をされたものです。隣に一部農地が残っているのですが、何年も前から農地としての使い方はされておらず、原野化され、林になってしまっている現状で、所有者及び管理者に対しても説明をされ、了承を得られているということです。また、横に流れている信楽川に漁協があるのですが、そちらに対してももう説明をされ、了承を得られているということで、今回の申請に関しては何ら問題ないものと思ひますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。以上です。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、No.3、No.4の羽栗二丁目につきましては、地元委員よりご意見をお願いいたします。

委員 先ほどの第21号議案と同様の物件で、そこに車庫とか農機具置場の部分がかかれていていると思うのですけれども、36年ぐらい前からの違法状態をこの機会に全部法律的に整理しようという申請ですので、ひとつよろしくご審議お願いします。

議長 ありがとうございます。
それでは、何かご意見、ご質問はありますか。

委員 このNo.2の大石富川町の件ですが、今やっと思い出したんですが、譲受人の〇〇、この方は、前の会社で〇〇を削り、行政代執行を受けた人ではないですか。

事務局 はい、そうです。

委員 これは問題ないのですか。どう事務局が把握しているのか聞きたかったのですが。

事務局長 話の内情、代執行については、開発調整課の範疇でございます。農地法については、今のところは問題なく対応はしていただいておりますので、ここの農地を転用して使われることについては特段問題なく、今もそのほかのところを幾つか別の関連会社が持っておられますが、適宜問題なく使っておられますので、現状我々から何ら処分をさせてもらうようなことはございません。

委員 少し気をつけたほうがいいかなという気はします。

事務局長 そういう人、社ではございます。

議長 それでは、ほかに何かご意見、ご質問ございませんか。

委員 今の件ですが、この資材置場、露天資材置場というこの定義が、このケースですと純然たる資材置場にされてると解釈できるんですけど、開発で、市街化農地が、前回も〇〇委員からお話があったと思うんですけども、一時的な資材置場という名称で申請されているのに、その後分譲住宅とか。この概念、こういうように使われる、この辺を区別するとか、あるいは一時的な資材置場やったら今後どういうように使うとか、もう少し申請者からのコメントが必要ではないかと解釈するんですけども、その辺を説明いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

事務局長 資材置場の定義ですけども、目的は、あくまで露天の中、何も建築をしな

いという平場で、自分たちの資材を、ほかに場所がないので借りて、目的を持って資材を置くという場所になります。この場合は、土砂の置場という形で考えておられるというのが一つです。そして、今申された、それがまた次の者に転売していくのではないかとかという、〇〇委員からは、いつの段階で農地から外れて、それがいつのタイミングで所有者を変えていいんだという話がありました。前回の質問を受けて、我々も登記官とも話をして、今日この回答をさせてもらおうとは思っているのですが、今のほうがいいですか。後ほどと思っているのですが。

委員 私も、ついでに言わせていただきたいんですけど、この社ですが、もう既に転用許可を受けてから、他の社に転売してますよね。

事務局長 そうですね。

委員 どうもそういうのばかりなんです。実際に資材置場として利用された形跡は一切ないです。産廃の埋立に使われた形跡はありますが。資材置場というのは名目だけで、実際、使用中の農地を手放す農家というのは本当に安い値で出してるんですよ。それをこの人らは、転用許可を受けて、結構いい値で転売しているのです。これは、その人たちの商売を我々農業委員は手伝っているとさえ思われるんですけどね。何かやはり規制が必要です。それだけです。

事務局長 ありがとうございます。

我々も農業委員も、みんなで基本的にはそういった目的を完了できるまでについてはパトロールを当然していくことにはなりますし、それが違う目的であれば、そこでの注意、勧告はしていこうとは考えております。今申された、農地法の手を離れて、次の段階で廃棄物が入った場合というのは、別の法律がありますので、所管する産業廃棄物対策課などと連携をし、そこに注意をしたり、ひどければ警察にも言ってます。今の場合であれば、一部廃棄物が入った例がありますので、すぐに産業廃棄物対策課、そして警察と連携をして、一部取り除きもさせてもらいましたが、なかなか地元が見られるように全部取り除くというところまではやっておりますので、それは監視を続け、ほかの課と連携を取りながら見ていくという形でご理解いただけたらと思います。

議長 それでは、何かほかにご意見、ご質問はありますか。

委員 事務局にお願いですが、この66ページの写真を見て、これがどこの写真か全く分からないので、できたらこの1番は地図上のこのあたりからこっち向けに写真を撮ってるのか、2番はこのあたりからこっち向けに写真を撮って

ますという矢印を、65ページの地図あたりに記入していただけると非常に分かりやすいです。

事務局長 はい、分かりました。これにつきましては、本当に一方向しかなかったのです。1番が降り口、この67ページの写真で見る出入り通路ってところが降り口にしようという形になってて、ここを降りてしまうと、この1方向、全部同じ方向からです。2、3、4ともに同じ方向で、中も入れない状態でしたので、こういう状態になってしまいました。今度から矢印をつけるように対処しますので、よろしくをお願いします。

議 長 よろしいですか。
それでは、ほかに何かご意見、ご質問はありますか。

(なしの声)

議 長 ご意見もないようですので、お諮りいたします。
No.1につきまして許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第22号 農地法第5条第1項の規定による許可申請
No.1は許可することに決定いたします。
続きまして、No.2につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、同No.2は許可することに決定いたします。
続きまして、No.3につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、同No.3は許可することに決定いたします。
続きまして、No.4につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、同No.4は許可することに決定いたします。
続きまして、議案第23号 農用地利用集積計画についてを議題といたします。

それでは、農林水産課の説明をお願いいたします。

<農林水産課、資料に基づき説明>

議 長 説明が終わりましたので、何かご意見、ご質問はありますか。

(なしの声)

議 長 それでは、ご意見もないようですので、お諮りいたします。
原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第23号 農用地利用集積計画については原案どおり決定いたします。

続きまして、議案第24号 農用地利用集積等促進計画の素案に関する意見についてを議題といたします。

農用地利用集積等促進計画の議題について今回が初めてとなりますので、まず制度の説明について農地中間管理機構より説明をお願いいたします。

<農地中間管理機構、資料に基づき説明>

議 長 ただいまの説明に関して何かご質問はございませんでしょうか。

委 員 今までと何が違うのか、違うところだけ言ってもらえればと思います。

事務局 今までは、農地中間管理機構が集積計画の決定でもって中間管理機構自体が一旦借り受けた形で報告いただいていた。それを受けて、あらかじめ申請段階から把握はしていただいているんですけども、マッチング作業という作業を通して、受け手への貸付け作業は農地利用の配分計画という下で、中間管理事業のほうに規定されていたんですけども、それを県の知事に認可申請をして、地主、中間管理機構、受け手というような権利設定を、2つの法律を使って、またいでやっていた。これが去年までの制度です。

今年、いわゆる基盤法のほうには、地域計画のことが主に改正として定められました。貸借については、中間管理事業法のほうに規定されており、各市町農業委員会、関係機関の協力を得つつ権利設定を実現するというのが法律に定められておまして、そこを、早口で申し上げましたもので、そのような仕組みに変わった上での今回意見聴取のステップが必要ということでお願いさせていただいております。

事務局 補足で、さきに見ていただきました農用地利用集積計画と、これからご説

明させていただきます農用地利用集積等促進計画の違いのところを簡単にご説明させていただきますと思います。

今は法律が改正した後の状態なので、地域計画の話が前段にあるんですけども、今回お出しさせていただくのは、地域計画がない地域です。ない地域、まだ地域計画ができてないところです。集積計画と促進計画の違いはというと、法律が違う、申請の提出先が違うという意味合いを除いて、実態としては一緒です。

ただ、今回地域計画のないところなので、一緒ですという説明になるんですが、本来は地域計画ができてからなので、一旦仮にという手続になるので、一緒ということになります。地域計画ができてるところが本則という話があるのでややこしいんですけども、地域計画がない、できるまでのところ、ない、地域計画ができなかったところ用に、救済措置というイメージをしていただいたらよいかとは思いますが、今までの利用権設定がなくなったら困りますので、救済措置で同じようなものを行っているというご理解をいただけたらよいのかなと思います。以上補足です。

議長 今の説明、何かそれ以外のご質問はございませんか。

委員 もっと簡単に言うたら、この4月に農業経営基盤強化促進法というのが改正された。それによって、今まで従来やったら中間管理機構に、貸手が出して、中間管理機構が借手を探すマッチングをしてくれてたのですね。

それがこの4月からは、法律改正によって、借り貸しは地域で話し合っ決めてください、10年後を見据えて、どの農地を誰に委ねていくという地域計画を立てて、上げてくださいと経営基盤促進法が改正された。ところが、令和7年3月までに地域計画を完了させないといけないのに、地域でうまいこと話合いがされてるところは出てくるけれども、今は目下地域の話合いの最中というのが多い。

しかし、そうこう言っている間に、借り貸しの話はどんどん進行していきんで、取りあえず今までどおりの農地利用集積計画という、相対の農地利用集積計画は、まだ存続してるわけですね。

ところが、今度ややこしいことに、農地中間管理機構は、今まで貸手から、借手をマッチングすると言っていたのに、借り貸しの話はこのフローのように先に地域で決めてから市町村へ出してください、それから農業委員会の意見を聞いた上で私ところが取りまとめて県の知事の許可を得ますという話になったのですね。

現在出てきてるこの次に進めるところの農地利用促進計画の案というのは、新規就農者の案件、これが素案ですね。

解釈して私なりの言葉で言ったけれど、そういうことですね。

事務局 補足のさらに補足になるんですけども、今回の促進計画としては、意見

を言うだけで結審するものではない。制度の立てつけの関係ですが、あくまで農地中間管理機構なり知事の公告で決まる、それに対して農業委員会としてどう意見を言うかというところが諮っていただく内容になります。中身としては一緒なんですけれども、そういった立てつけの違いだけご理解いただきたいという点になります。説明がややこしくて申し訳ないです。

事務局長 先ほどの利用集積は結審しました。ここで計画はオーケーですって言ったけれども、今度の促進計画は、単に意見を言うだけで、ここで結審はしないというのでご理解いただきたい。

それでは、促進計画を説明してもよろしいですか。

議長 次、事務局からの説明をお願いいたします。

<事務局、資料に基づき説明>

議長 ありがとうございます。

説明が終わりましたので、何かご意見、ご質問はございますか。

委員 権利を受けられる方は大津市〇〇にお住まいで、農地は大將軍二丁目、しかも新規就農者でイチゴだけをする。結局ここでハウス栽培、滋賀県の推奨してる水耕栽培か何かをされると思うんですけど、ハウスまで行くのに40、50分かかかる距離で本当に持続的に農業されるのか。車で行って10分、15分の範囲にハウスがないと、暖房を動かしたり、何かおかしくなったりして、維持できるんですか。そこまでリスクヘッジして大津市はジャッジされるのですか。

事務局 ご質問の中身としては、青年等就農計画の認定の部分になってこようかと思うのですが、距離も一定加味して、労働時間等も踏まえて継続的に農業が経営できるかというところで判断しております。具体的には、技術等も含めて農政審議会でご審議いただき、大津・南部農業農村振興事務所農産普及課でもしっかりと把握していただいておりますし、この方については、現にこの隣のハウス農家に研修に通っておられます。雇用という形態ではないんですけども、毎日事実上通勤して、地元の隣の農地で経営しておられますので、可能と判断したというのが就農計画の中身になってございます。以上です。

議長 よろしいですか。

それでは、ほかに何かご意見ご質問はありますか。

委員 〇〇は私の住んでるところです。あとの資料を見る前は、単に1,000㎡か

ら借りて、本当にこの方がされるのかと、疑問がありました。でも、説明いただいたように、新規で年齢もそんなにいっておられないし。距離の問題もあるけれど、その周辺にもハウスがあるし、ここが一番イチゴをやられるのによかったのか、あとの人がどこまでやられるか、そこは期待をかけて、私は個人的に応援してあげようかなと思っています。さっきの段階では認識不足だったので何とも言えなかったんですけども、ぜひともイチゴをしてほしいなという、そういう気持ちでおりますんで、行政関係の方もよろしくお願ひします。

議 長 それでは、ほかに何かご意見、ご質問はありますか。

委 員 補足させていただきます。

この利用権設定については、8日に農業組合長と一緒に現地立会いさせてもらいました。現地のすぐ近くに〇〇というのがある、〇〇さんなどはご存知と思いますが、イチゴ農園を何年か前からしておられて、その方は、この1年近く一緒に、手伝いと言っていいのか研修と言っていいのか、一応やっておられました。お住まいまで私も初めは知らなかったんですけど、〇〇から来ておられて、先ほども質問もあったように、大丈夫かという点はあると思うんですが、1年近く一緒に作業をしておられましたんで、この辺は大丈夫かなと一応思って、立会いを兼ねて確認したわけです。

借りる場所も、〇〇に〇〇さんという方が貸されて、それを〇〇さんがしたいということから、そこを一旦解約されて、それから〇〇さんにもう一度使用貸借を設定されているので、一応きちんとやっている。年齢的にそう若いというわけではないですが、やっていただくと確信しているという状況です。

委 員 過去にも、大津市管内では〇〇さん、あの方は今ほどイチゴがまだやられてないときで。でも、今イチゴは生産者が増えてますし、少量培土で技術も進んでますし、いいものを大量にできるようになっています。

この中で、賃貸料の3万円は、少し高いように思います。何せこの辺の農地の地価が高い。だから地価に合わせて付加価値の高いハウスでやられると。イチゴは割といいと思います。g単位で売って、そしてt単位で取れるからということです。

議 長 それでは、ほかに何かご意見はございますでしょうか。

事務局長 それでは、今の〇〇委員の意見を受け、この計画案には異議はないんですけども、農業経営継続の持続に努めることとか、そういうことを一部追加で入れてもいいかとは思っておりますが、いかがでしょうか。

委 員 今のはどこに入れるのですか。

事務局長 計画については皆さんこれで異議なしということでは感じておりますが、〇〇委員の言葉を受けて、回答書の中に農業継続経営の持続に努めることという一文を入れたらどうかという事務局案でございます。

議 長 まだほかに何かありますか。

(なしの声)

議 長 それでは、ご意見もないようですので、お諮りいたします。
議案第24号 農用地利用集積等促進計画の素案に関する意見については、事務局案のとおりすることに同意される方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第24号 農用地利用集積等促進計画の素案に関する意見については、事務局案のとおり大津市長宛てに回答することを決定いたします。

事務局長 これで議案は一旦終了になります。

議 長 ここで農地系の案件一旦終了します。
なお、議案第25号 大津市農業委員会規程の一部改正についてにつきましては、農業振興系の案件として後ほどご報告いたします。
次、報告事項に入りますけど、よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

議 長 それでは、続きましては報告案件です。
報告第22号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、報告第23号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、報告第24号 農業者証明について、報告第25号 農地法第3条の3の規定による権利取得の届出について、報告第26号 農地法第3条の規定による許可の取り下げについて、以上一括して事務局より報告を求めます。

<事務局、資料に基づき報告>

<事務局、資料に基づき集計報告>

議 長 ありがとうございます。

ただいまの報告についてご意見、ご質問はございますか。

委員 報告第25号ですが、あっせん希望が全部なしになってるんですけど、届けをされたときに、あっせん希望はありますかとか、そういうことを聞いてくださって、その上でなしということは、自分たちがするという意味でなしということなんですか。

事務局 そうです。

議長 ほかに何かご意見ございますでしょうか。

(なしの声)

議長 それでは、ご意見もないようですので、その他の報告に移ります。それでは、事務局、お願いいたします。

<事務局、資料に基づき報告>

議長 何かご意見、ご質問は。

委員 農業委員が実施する現地確認の6番目、農地の適正管理に基づく確認ということで、該当するかどうかの質問ですが、これを読んでいると、農地が荒れてるとか無断転用されてることに対する現地確認ですが、今回相談を受けたケースが、農地の横の雑種地で、ここに盛土を積まれて、雨水とか土がたまに田んぼに入ってくる、これは管轄外ですか。

事務局長 周辺防除という形では我々も見に行って、そこに注意をする。そして、その土砂が適正に積まれてるかどうかという話になると、今度はその土砂を管轄する条例の下に、それは産業廃棄物対策課や、あまりにも大規模な土砂なり切土盛土であれば、今度は開発調整課などと連携をしていく形になります

委員 登記官照会についてなんですけど、以前にも質問しましたが、正直言って2、3分で済むような話で、本当に行く意味があるのか。今はタブレットもあり、それで写真を撮るのが農業委員であればできます。3人以上で確認というのほどこかに明記されてるんですか。

事務局長 通達上3人以上で協力をお願いしますと。あくまで通達は協力のお願いです。

委員 これまで事務局1人でされていて、うまく回っていたかと思うんですけ

ど、それを改めて3人でする意味は何なんですか。

事務局長 農業委員会という組織の中で、我々事務局は農業委員会補助ですので、事務補助はさせていただくんですけども、農業委員会という目で現場の確認をお願いするという形になります。

委員 3人で見に行って、3人とも山林ですよ、という確認の形ですか。

事務局長 そういう形です。

委員 9月の忙しいときに、今週中に見てほしいという、それぐらいタイトな話があって、取りあえず行きましたが、仕事もあるので、できたら早めはその現場に行ったりしたいんですが、事務局が来られるんで、9時から5時の縛りも出てきます。朝も渋滞するとさらに遅くなる。今後こういう山林確認みたいなものが多分増えてくると思います。となると今まで事務局だけでされてたのに、なぜ今頃になってという思いが出てきます。

事務局長 今まで事務局だけでしていたという実態が、おかしい話であり、これは、あくまで法務局への協力をお願いしますということです。2週間たって我々が見れませんでしたとなれば、法務局が見に行きます。だから、これについては、我々も協力をさせてもらいますが、皆様も協力的にお願いしたいと思えますし、事務局が早めに調整をさせてもらうということをお願いしたいと思えますので、何とぞご協力ください。

委員 その方法として、せっかくタブレットがあるので、それをうまく活用した方法、自撮りなど事例を作っていってもらえとお互い楽になるはずですよ。

事務局長 分かりました。
法務局は現場確認と言ってますが、その方法について指定はないので、タブレットを活用して、写真を撮って、そこで共有できますというのも一つの案だと思いますので、その辺も検討させていただき、法務局にも確認を入れて、また調整をさせていただきたいと思えます。

委員 ぜひお願いしたいと思えます。

議長 それでは、ほかに何かご意見ありますか。
ないようでしたら、農地係の案件を終了いたします。
10分ほど休憩し、3時50分に再開いたします。

(休憩)

議 長 再開します。
続きまして、農業振興係の議案です。
議案第25号 大津市農業委員会規程の一部改正についてを議題といたします。
事務局、説明をお願いします。

<事務局、資料に基づき説明>

議 長 説明が終わりましたので、何かご意見、ご質問はありますでしょうか。

(なしの声)

議 長 それでは、ご意見もないようですので、お諮りいたします。
議案第25号 大津市農業委員会規程の一部改正について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第25号 大津市農業委員会規程の一部改正については原案どおり改正することに決定いたします。

議 長 それでは続きまして、報告案件です。
報告第27号 大津市農業再生協議会の委員推薦について、報告第28号 地域計画を定めることについての意見について、一括して事務局から報告をお願いいたします。

<事務局、資料に基づき報告>

議 長 ありがとうございます。
それでは、その他の報告に移ります。
まず、1件目、去る11月30日、全国農業委員会会長代表集会に参加してまいりましたので、ご報告いたします。
私からご報告させていただきます。

<会長、資料に基づき報告>

議 長 続きまして、事務局からその他の報告をお願いいたします。

<事務局、資料に基づき報告>

議 長 全体を通して何かございますか。

<質疑・応答など>

議 長 それでは、何かご意見ございませんか。
ないようですので、マイクを石津副会長に返します。

副会長 それでは、以上をもちまして第6回の定例総会の議案、報告事項を終了いたしたいと思えます。

これにて定例総会は閉会といたします。皆さんお疲れさまでございました。

議事録署名委員

議 長（安井 善次 委員） 印

委 員（本郷 忠史 委員） 印

委 員（上野 壽久 委員） 印